

大樹でかなえる マイホーム支援補助金のご案内

大樹町では、移住および定住の促進と、誰もが住みよいうるおいのある住環境づくりを目的として、住宅等を新築し、又は購入しようとする者に対し、補助金を交付します。

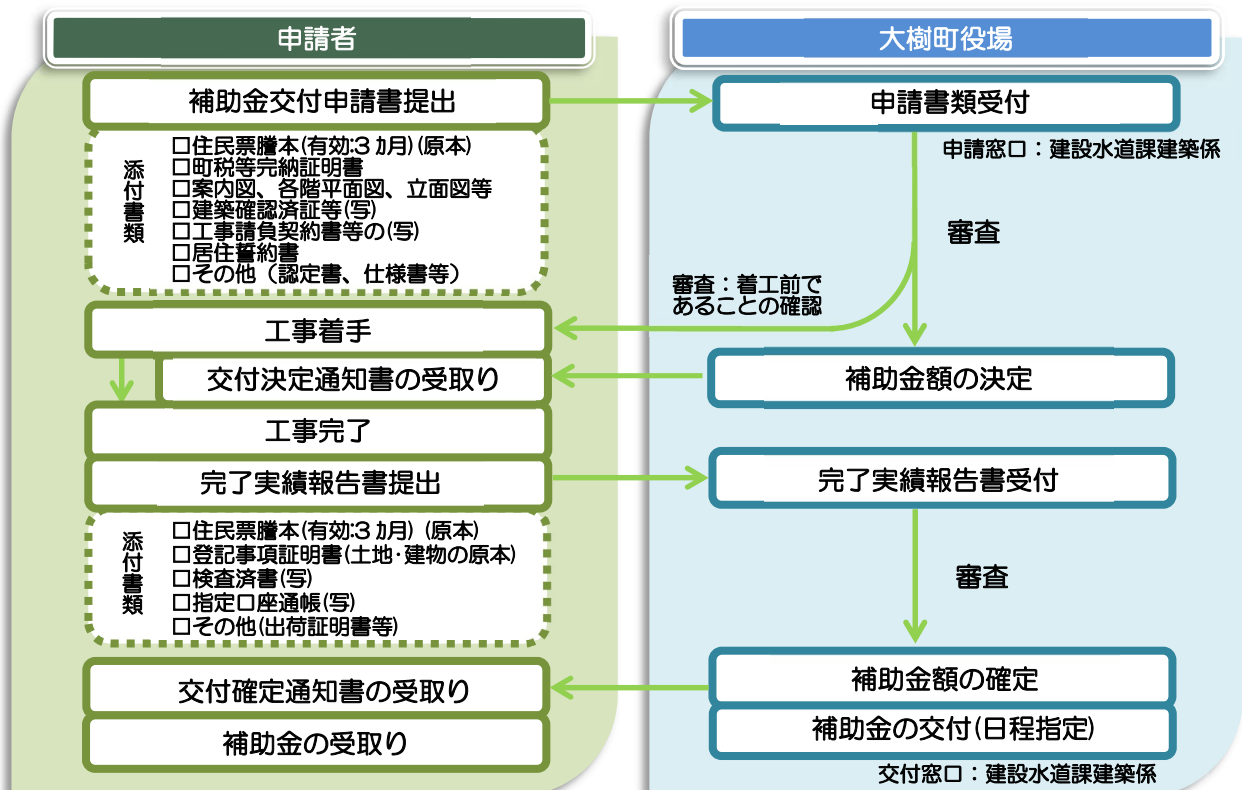
申請受付 受付開始(R3.12 上旬)以降随時受付 (令和9年3月末日までに新築等が完了するもの)

事業期間 事業年数5カ年(令和4年4月から令和9年3月末まで)

申請先 大樹町役場1階 建設水道課 建築係 窓口(開庁日の8:30~17:15)
対象者 次の各事項の要件を備えていること。

- (1) 自ら所有し、居住する住宅等を新築し、又は購入する者であること。ただし、当該住宅等の登記が共有名義である場合にあっては、共有名義である者のうちの1者とする。
- (2) 補助金受領年度の翌年度から10年以上継続して当該住宅等に居住することを誓約する者であること。
- (3) 市区町村民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税(料)、後期高齢者医療保険料、介護保険料、水道料金、下水道使用料及びその他市区町村に対して納付義務のあるものに対して滞納がない者であること。ただし、住宅等を共有名義で取得しようとする場合にあっては、共有者も同一とする。
- (4) 新築の住宅等の場合にあっては、補助金の交付申請前に工事に着手していない者であること。
- (5) 過去に、この条例に基づく補助金の交付を受けていない者であること。
- (6) 補助を受けようとする者及び補助を受けようとする者と現に同居し、又は同居しようとする者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

手続きのフロー



裏面へ

対 象 住 宅

対象となる住宅は以下の住宅となります。

- (1) 住宅（台所、便所、浴室及び居室等を有する住宅であって、延べ床面積が 80 平方メートル以上のもの）
- (2) 併用住宅（延べ床面積の2分の1以上が住宅であるもの）
- (3) 建売住宅（建築基準法第7条第5項の規定による検査済証の取得から1年未満の住宅で、宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引免許業者が販売するもの）
- (4) 中古住宅（昭和56年6月1日以降に建築に着手し、又は耐震改修証明書が発行される住宅であって、過去に居住の用に供されたことのある住宅及び併用住宅並びに検査済証の取得から1年以上を経過した建売住宅）

※上記のほか、関係法令に明確な違反がないもので、次の各号のいずれにも該当しないものです。

- (1) 3親等以内の親族から購入する住宅等
- (2) 公共事業等に伴う住宅移転補償による住宅等
- (3) 賃貸住宅
- (4) 別荘等一時的に使用する住宅等
- (5) 同居する者の売買契約による住宅等
- (6) 法人とその法人役員の売買契約による住宅等

補 助 金 額

別表第1の補助額に、別表第2の加算額を加えた額です。補助金額の2割を大樹TMOカード会発行の商品券により交付します。

※中古住宅の購入の場合、別表第1に定める補助額のみで、別表第2の加算額はありませぬ。

別表第1

補助基準		補助額
1	町内在住者による住宅、併用住宅の新築又は建売住宅の購入	50万円
2	移住者 ^{※1} による住宅、併用住宅の新築又は建売住宅の購入	80万円
3	町内在住者による中古住宅の購入	40万円
4	移住者による中古住宅の購入	50万円

別表第2（別表第1の1、別表第1の2 新築、建売住宅に適用）

加算基準		加算額	
1	町内建設業者 ^{※2} による建設の場合	30万円	
2	太陽光発電システム(出力10kW未満)を設置する場合	機器仕様書、カタログ等能力がわかる書類を添付すること	10万円
	定置型蓄電池を設置する場合		10万円
	再生可能エネルギーを導入する場合 ※上記「2太陽光発電システム設置」を除く		10万円
3	子育て世代が同居する場合 中学校修了前の児童の人数×10万円（5人までを対象） （完了実績報告時まで住民登録が可能と見込まれる児童がいる場合は、補助金の交付申請時に、その旨を記載していただきます。）	上限50万円	
4	長期優良認定住宅、低炭素認定住宅、省エネ認定住宅、北方型住宅2020認定住宅を建設する場合	認定通知書等証明書を添付すること	30万円
5	高効率機器（IJゾーグ、IJフィール、IJキート、Iネーム）を設置する場合	機器仕様書、カタログなど、能力がわかる書類を添付すること	10万円

※1 移住者 ……町内に住所を有してから申請まで3年以内のもの（ただし、申請前3年の間に転出したものを除く）を言います。

※2 町内建設業者 ……町内に事業所がある住宅建設業者と、町内で住宅建設をおこなう個人事業主を言います。

補助金の返還 当該住宅に10年以上住むことができなくなった場合などは、交付した補助金を返還していただく場合があります。

申請書の様式については、大樹町のホームページでダウンロードできます。

<http://www.town.taiki.hokkaido.jp/> 建設水道課建築係 ☎01558-6-2920(直通)